組織内議員活動報告　大府市議会議員　野北 孝治

のぎた　たかはる

野北　孝治

No.31
刈谷市宝町8丁目1番地
TEL：0566（24）5848

ごあいさつ



大府市議会議員
野北 孝治

いつもお世話になっております。大府市議会議員の野北孝治です。
令和８年度の９月議会が８月25日～10月６日の43日間で開催されました。
議案では、物価高騰対策として「水道基本料金半額免除延長12月～3月検針分」に関する補正予算や、防災対策の強化に向けた財産の取得として消防団向け小型動力ポンプ付積載車（吉田分団・共和分団）2台の購入等が議案として盛り込まれており、市民の安心・安全に貢献できるか、満足度・サービスの向上に繋がる事業となっているか､効率的で効果的な内容となっているかを民間企業出身の議員として確認いたしました。
９月議会での主な内容等をご報告させていただきます。

９月議会_議案内容（抜粋）

議案審議：条例10件、補正予算６件、その他4件、決算認定5件
議員提出議案1件、計26件を審議

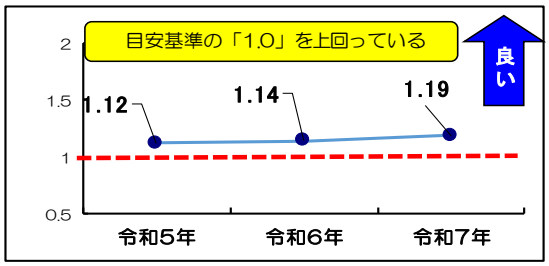
【令和7年度決算認定】　（一般会計･特別会計･事業会計）　（単位:千円）

	歳　入	前年比	歳　出	前年比	差　引
一般会計	46,684,549	+0.6%	44,086,235	+0.5%	2,598,314
特別会計	8,887,154	+1.8%	8,774,477	+1.4%	112,677
国民健康保険	7,137,415	+0.4%	7,030,096	+0.0%	107,319
後期高齢者医療	1,749,739	+7.9%	1,744,381	+7.7%	5,358
事業会計	3,755,004	+0.8%	3,543,160	+4.4%	211,844
水道事業	2,016,716	+0.6%	1,811,071	+7.4%	205,645
下水道事業	1,738,288	+1.2%	1,732,089	+1.5%	6,199
総決算額	59,326,707	+4.7%	56,403,872	+1.2%	2,922,835

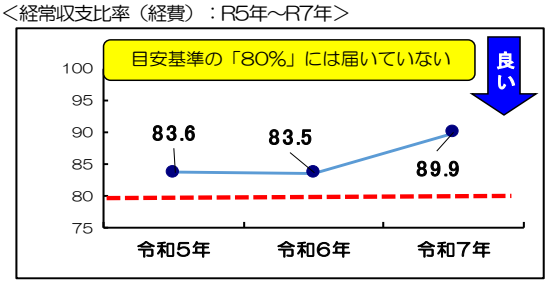
	令和7年度	令和6年度
財政力指数(3年平均)	1.19	1.14
経常収支比率	89.9%	83.5%
市債の状況	7,913,666	8,224,011

財政状況は概ね良好である。経常収支比率が上昇傾向であるが、市債も年々減少し、財政力指数も1以上を維持しており堅調な市政運営と判断できる。

＜財政力指数：R5年～R7年＞



＜経常収支比率（経費）：R5年～R7年＞



・財産の取得について

取得する財産　小型動力ポンプ付積載車　2台　（吉田分団・共和分団）
※今回の取得により市内全ての分団で、小型動力ポンプ付積載車への切り替えが終了
取 得 金 額　29,994,960円







※裏面に続く

９月議会　議案（抜粋）



【補正予算】(抜粋)

令和８年度大府市一般会計補正予算（第４号）

水道事業会計補助金　　62,033千円

（水道基本料金の半額免除を延長　　12月～3月検針分）

中学校運営事業に係る施設用備品　　14,869千円

（吹奏楽部の楽器購入費用）

地産地消推進事業費　　8,749千円

（子育て世帯を対象に、大府市産の有機米配布）



「おおぶっ子入学・新生活応援米」の概要

市内で有機農業により栽培された「おおぶニック学校給食米」を、入学や進級など新生活を迎えるこどもがいる世帯へ届けます。

【対象者】2027年1月1日時点で大府市に住民登録がある世帯で、次に該当するこどもがいる世帯

・2020年4月2日～2021年4月1日生まれ（2027年度小学校入学相当の年齢）

・2014年4月2日～2015年4月1日生まれ（2027年度中学校入学相当の年齢）

・2011年4月2日～2012年4月1日生まれ（2027年度高校入学相当の年齢）

配布内容　「おおぶニック学校給食米」を、1人当たり2kg配付



議員提出議案

・大府市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について　（市民クラブ：野北・加茂・木下・小山）

【提案内容】　・議員の定数の変更　「１９人」→「１８人」

議会改革の一環（議員自らが身を切る改革）として議員定数の削減を提案したが、他の会派からは、

・もう少し議論する場が必要　（重要な事なのでしっかり議論すべき）

⇒市民クラブが以前から議論を申し入れているが、聞き入れてくれない。

・議員定数を削減する以外にも議会改革できるのではないか

⇒他の議会改革についての具体的な方策の提案は出てこない。



※議員定数については、議会改革として重要であると認識してはいるようだが、賛同は得られず

【結果】　賛成:4人（市民クラブのみ）　反対：14人　で否決

トピックス

☆令和８年９月１日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなりました。

特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転をお願いします。

・法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられる道路は、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路（＝生活道路）です。

・道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

※決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。



その他、９月議会での議案等の審議結果については、大府市公式ウェブサイトに掲載しています。参照ください。

野北 孝治 相談室(長草工場内)　（直通）0562-48-9304　（メール）nogita@tiwu.or.jp